

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年11月16日（令和5年（行情）諮問第1039号ないし同第1041号）

答申日：令和8年2月20日（令和7年度（行情）答申第918号ないし同第920号）

事件名：「レゾリュート・ドラゴン21」に関して行政文書ファイルにつづられた特定部保有分の文書の一部開示決定に関する件

「レゾリュート・ドラゴン21」に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「レゾリュート・ドラゴン21」に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる3文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる153文書（以下、順に本件請求文書1に係る「文書1」ないし「文書51」を「本件対象文書1」、本件請求文書2に係る「文書52」ないし「文書102」を「本件対象文書2」、本件請求文書3に係る「文書103」ないし「文書153」を「本件対象文書3」といい、第4及び第5において、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年4月22日付け防官文第8024号、令和5年8月3日付け同第16813号、令和4年7月1日付け同第12878号、令和5年8月3日付け同第16814号、令和4年9月9日付け同第17124号及び令和5年8月3日付け同第16815号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定及び各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分6」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おお

むね以下のとおりである。

(1) 諮問第1039号

ア 原処分1関係

(ア) ないし (オ) (略)

イ 原処分2関係

(ア) ないし (エ) (略)

(オ) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(カ) 及び (キ) (略)

(ク) 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

(ケ) (略)

(2) 諮問第1040号

ア 原処分3関係

(ア) ないし (エ) (略)

(オ) 上記(1)イ(オ)と同じ。

(カ) ないし (ケ) (略)

イ 原処分4関係

(ア) ないし (エ) (略)

(オ) 上記(1)イ(オ)と同じ。

(カ) 及び (キ) (略)

(ク) 上記(1)イ(ク)と同じ。

(ケ) (略)

(3) 諮問第1041号

ア 原処分5関係

(ア) ないし (オ) (略)

イ 原処分6関係

(ア) ないし (エ) (略)

(オ) 上記(1)イ(オ)と同じ。

(カ) 及び (キ) (略)

(ク) 上記(1)イ(ク)と同じ。

(ケ) (略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問第1039号(原処分1及び原処分2関係)

(1) 経緯

原処分1及び原処分2に関する開示請求(以下「本件開示請求1」と

いう。)は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書1を特定した。

本件開示請求1については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年4月22日付け防官文第8024号により、文書1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分1)を行った後、令和5年8月3日付け防官文第16813号により、文書2ないし文書51について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分2)を行った。

諮問第1039号の前提となる審査請求(以下「本件審査請求1」という。)は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

#### (2) 法5条該当性について

原処分2において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、文書2ないし文書51のうち、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

#### (3) 審査請求人の主張について

アないしエ (略)

オ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、文書2ないし文書51の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおり、当該文書の一部が同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

カ及びキ (略)

ク 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書1のほかに本件開示請求1に係る行政文書は保有していない。

ケ (略)

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分2を維持することが妥当である。

#### (4) 補充理由説明書

理由説明書においては(上記(2)及び別表番号19の説明を指

す。)、文書48の36枚目ないし43枚目の不開示部分については、法5条1号に該当し不開示としたが、当該部分は、令和3年度国内における自衛隊及び米海兵隊との実動訓練に関する日米物品役務相互提供に係る米国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、同条3号の不開示理由を追加する。

#### (5) 補充理由説明書2

理由説明書においては(上記(2)及び別表番号19の説明を指す。)、文書47の4枚目ないし42枚目及び文書48の5枚目ないし35枚目の不開示部分については、法5条1号に該当し不開示としたが、当該部分は、令和3年度国内における自衛隊及び米海兵隊との実動訓練に関する日米物品役務相互提供に係る自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあるとともに、米国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、同条3号の不開示理由を追加する。

### 2 諮問第1040号(原処分3及び原処分4関係)

#### (1) 経緯

原処分3及び原処分4に関する開示請求(以下「本件開示請求2」という。)は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書2を特定した。

本件開示請求2については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年7月1日付け防官文第12878号により、文書52について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分3)を行った後、令和5年8月3日付け防官文第16814号により、文書53ないし文書102について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分4)を行った。

諮問第1040号の前提となる審査請求(以下「本件審査請求2」という。)は、原処分3及び原処分4に対して提起されたものであり、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分3に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年4か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

#### (2) 法5条該当性について

上記1(2)と同じ(ただし、「原処分2」を「原処分4」に、「文

書2ないし文書51」を「文書53ないし文書102」にそれぞれ改める。)

(3) 審査請求人の主張について

ア ないしウ (略)

エ 上記1(3)オと同じ(ただし、「原処分2」を「原処分4」に、「文書2ないし文書51」を「文書53ないし文書102」にそれぞれ改める。)

オ ないしク (略)

ケ 上記1(3)クと同じ(ただし、「本件対象文書1」を「本件対象文書2」に、「本件開示請求1」を「本件開示請求2」にそれぞれ改める。)

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分3及び原処分4を維持することが妥当である。

(4) 補充理由説明書

理由説明書においては(上記(2)及び別表番号19の説明を指す。)、文書99の36枚目ないし43枚目の不開示部分については、法5条1号に該当し不開示としたが、当該部分は、令和3年度国内における自衛隊及び米海兵隊との実動訓練に関する日米物品役務相互提供に係る米国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、同条3号の不開示理由を追加する。

(5) 補充理由説明書2

理由説明書においては(上記(2)及び別表番号19の説明を指す。)、文書98の4枚目ないし42枚目及び文書99の5枚目ないし35枚目の不開示部分については、法5条1号に該当し不開示としたが、当該部分は、令和3年度国内における自衛隊及び米海兵隊との実動訓練に関する日米物品役務相互提供に係る自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあるとともに、米国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、同条3号の不開示理由を追加する。

3 諮問第1041号(原処分5及び原処分6)

(1) 経緯

原処分5及び原処分6に関する開示請求(以下「本件開示請求3」という。)は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書3を特定した。

本件開示請求3については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年9月9日付け防官文第17124号によ

り、文書103について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分5）を行った後、令和5年8月3日付け防官文第16815号により、文書104ないし文書153について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分6）を行った。

諮問第1041号の前提となる審査請求（以下「本件審査請求3」という。）は、原処分5及び原処分6に対して提起されたものであり、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分5に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

#### (2) 法5条該当性について

上記1(2)と同じ（ただし、「原処分2」を「原処分6」に、「文書2ないし文書51」を「文書104ないし文書153」にそれぞれ改める。）。

#### (3) 審査請求人の主張について

アないしエ （略）

オ 上記1(3)オと同じ（ただし、「原処分2」を「原処分6」に、「文書2ないし文書51」を「文書104ないし文書153」にそれぞれ改める。）。

カ及びキ （略）

ク 上記1(3)クと同じ（ただし、「本件対象文書1」を「本件対象文書3」に、「本件開示請求1」を「本件開示請求3」にそれぞれ改める。）。

ケ （略）

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分5及び原処分6を維持することが妥当である。

#### (4) 補充理由説明書

理由説明書においては（上記(2)及び別表番号19の説明を指す。）文書150の36枚目ないし43枚目の不開示部分については、法5条1号に該当し不開示としたが、当該部分は、令和3年度国内における自衛隊及び米海兵隊との実動訓練に関する日米物品役務相互提供に係る米国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、同条3号の不開示理由を追加する。

#### (5) 補充理由説明書2

理由説明書においては（上記（２）及び別表番号１９の説明を指す。）文書１４９の４枚目ないし４２枚目及び文書１５０の５枚目ないし３５枚目の不開示部分については、法５条１号に該当し不開示としたが、当該部分は、令和３年度国内における自衛隊及び米海兵隊との実動訓練に関する日米物品役務相互提供に係る自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあるとともに、米国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、同条３号の不開示理由を追加する。

#### 第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和５年１１月１６日 諮問の受理（令和５年（行情）諮問第１０３９号ないし同第１０４１号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年１２月８日 審議（同上）
- ④ 令和７年７月２５日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 同年８月１５日 諮問庁から補充理由説明書を収受（同上）
- ⑥ 同年９月１９日 審議（同上）
- ⑦ 同年１０月１０日 審議（同上）
- ⑧ 同年１１月２０日 諮問庁から補充理由説明書２を収受（同上）
- ⑨ 令和８年１月１６日 審議（同上）
- ⑩ 同年２月１３日 令和５年（行情）諮問第１０３９号ないし同第１０４１号の併合及び審議

#### 第５ 審査会の判断の理由

##### １ 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号、３号、５号及び６号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定及び不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、不開示部分の一部につき、上記第３の１（４）及び（５）、同２（４）及び（５）並びに同３（４）及び（５）記載のとおり不開示理由を追加した上で、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部

分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は原処分1及び原処分5に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件開示請求は、「レゾリュート・ドラゴン21」に関して行政文書ファイルにつづられた文書の全ての開示を求めるものであるところ、本件請求文書1に係る開示請求書には、「東北方面総監部保有分」と記載されていることから、「レゾリュート・ドラゴン21」に関して東北方面総監部が保有する行政文書ファイルにつづられた文書の開示を求められているものと解した。

イ 本件請求文書2に係る開示請求書には、「防官文第8024号(2022.2.22一本本B2642)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2022.2.22一本本B2642)の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、請求受付番号が「2022.2.22一本本B2642」である本件請求文書1に係る原処分1で残りの部分とされた文書及び本件請求文書1の開示請求受付日の翌日である令和4年2月23日から本件請求文書2の開示請求受付日である同年5月6日までにつづられた文書の開示を求めているものと解した。

ウ 本件請求文書3に係る開示請求書には、「防官文第12878号(2022.5.6一本本B252)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2022.5.6一本本B252)の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、請求受付番号が「2022.5.6一本本B252」である本件請求文書2に係る原処分3で残りの部分とされた文書及び本件請求文書2の開示請求受付日の翌日である令和4年5月7日から本件請求文書3の開示請求受付日である同年7月12日までにつづられた文書の開示を求めているものと解した。

エ 本件対象文書は、陸上自衛隊東北方面総監部訓練課において、レゾリュート・ドラゴン21(令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練)に関連して作成及び取得された文書であり、同課において保有していることから、特定したものである。

オ 本件審査請求を受け、陸上自衛隊東北方面総監部訓練課の書庫、倉庫、パソコン上のファイル及び共有サーバーの再度の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

(2) 以上を踏まえて検討すると、本件対象文書は陸上自衛隊東北方面総監

部訓練課において作成及び管理されていたものであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の諮問庁の上記（１）エ及びオ並びに上記第３の１（３）ク、同２（３）ケ及び同３（３）クの説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

また、諮問庁が説明する上記（１）オの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第３の１（２）（別表）、同１（４）及び（５）、同２（２）（別表）、同２（４）及び（５）、同３（２）（別表）並びに同３（４）及び（５）のとおり説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

#### （１）別表番号１に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の特定部署の内線番号及び初期対応をする上での不測の事態に該当する事項が記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該内線番号は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。また、初期対応をする上での不測の事態に該当する事項は、その内容に照らせば、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊と地元の関係機関等との調整等に影響が生じ、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法５条６号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### （２）別表番号２に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、令和３年度国内における自衛隊及び米海兵隊との実動訓練に関する訓練目的、訓練場所、訓練概要、重視事項、考慮すべき事項、方向性、訓練構想、訓練時期、参加部隊、要望事項、訓練課目、主要演練項目、参加編成、実施要領、訓練日程及び名称変更の経緯が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び訓練練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるとともに、我が国と米国との信頼関係が損なわれ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表番号3に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、令和3年度国内における自衛隊及び米海兵隊との実動訓練に関する訓練課目、全般業務予定、指揮所演習との関係性、研修要領、訓練目的、訓練内容、実施要領、訓練概要、調整及び合意内容、主要演練項目、情報発信並びに成果報告が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び訓練練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表番号4に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、令和3年度国内における自衛隊及び米海兵隊との実動訓練に関する参加部隊、調整事項、編成、偵察項目、主要役職者、人員及び車両、調整内容、訓練場所の使用目的、演習場の規模、施設等配置図、会議における目的及び焦点、訓練日程、訓練手順、調整及び合意内容、訓練内容、準備状況、機動展開前進基地作戦のコンセプトの概要、有症状者が発生した場合のフローチャート、安全管理、感染防止策及び発生時の処置、オスプレイ飛行計画並びに日米物品役務相互提供実績が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、我が国と米国との信頼関係が損なわれ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表番号5に掲げる不開示部分について

ア 防衛省・自衛隊の特定部署の内線番号

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足る事情は認められないことから、当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関

が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ その余の不開示部分

標記不開示部分には、令和3年度国内における自衛隊及び米海兵隊との実動訓練に関する指揮所演習との関係性及び事前偵察に係る細部支援要領が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記(2)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(6) 別表番号6に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、令和3年度国内における自衛隊及び米海兵隊との実動訓練に関する事前偵察場所及び実施要領、訓練目的、方向性、主要演練項目、訓練日程、訓練場所、編成、訓練内容、宿泊及び給食、輸送、共同使用、衛生、情報発信、じ後の予定、シンボルマーク、シナリオイメージ、討議内容、演習場の価値、偵察結果、調整結果及び方向性、調整及び合意内容、確認及び調整内容、宿泊配置図、訓練構想、行動予定、評価、分析、参加部隊、訓練概要、施設使用区分、無線中継機能、訓練使用地域、訓練課目、総合訓練一般状況、機動展開前進基地作戦の検討経緯及び連携の必要性、配置図、人員及び装備品、システム通信計画、視察要領及び計画、訓練意義、訓練想定、作戦段階、成果及び次年度への反映事項、実施状況、日米の情報共有及び射撃の統制、射撃要領、増加火力要求要素、航空後送要請様式、訓練事故・航空機事故・服務事故・コロナ有症者発生時・米軍単独訓練事故発生時の報告及び通報フロー、オスプレイの飛行状況把握フロー並びに追加提供施設及び訓練地域が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記(2)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 別表番号7に掲げる不開示部分について

ア 防衛省・自衛隊の特定部署の内線番号

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、上記(5)アと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ その余の不開示部分

標記不開示部分には、令和3年度国内における自衛隊及び米海兵隊

との実動訓練に関する調整状況及び訓練課目に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記（３）と同様の理由により、法５条３号に該当し、同条６号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（８）別表番号８に掲げる不開示部分について

ア 防衛省・自衛隊の職員及び自衛官並びに外国軍人の写真の顔部分に該当する不開示部分

標記不開示部分は、法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

そこで、法５条１号ただし書該当性について検討するに当たり、当該各部分を含む自衛官等の顔写真を公にする慣行の有無及び範囲等について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、防衛省・自衛隊においては、自衛官のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供しているなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分における被写体である自衛官は、かかる慣行のない佐官以下の階級の者であり、また、自衛官以外の防衛省・自衛隊を含む行政機関の職員及び外国軍人についても、その写真の顔部分を公にする慣行はない旨補足説明し、これを覆すに足りる事情は認められない。

そうすると、当該不開示部分は、法令の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないので、法５条１号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法６条２項による部分開示の余地はなく、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 防衛省・自衛隊の特定部署の特定自衛官の電話番号

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分については、私用の電話番号であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められない。当該部分については、法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められ、法６条２項による部分開示の余地はないことから、同号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 上記ア及びイを除く不開示部分

標記不開示部分は、特定町内会の関係者の氏名等が記載されており、当該各部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討するに当たり、当審査会事務局職員をして、当該特定町内会の関係者の氏名等を公表する慣行の有無について、諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、当該特定町内会において運営するウェブサイト等はなく、当該関係者の氏名等の公表慣行について特に定めたものを確認することができず、当該特定町内会の関係者の氏名等について公表慣行はない旨補足説明し、これを覆すに足りる事情は認められない。

そうすると、当該不開示部分は、法令の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(9) 別表番号9に掲げる不開示部分について

ア 防衛省・自衛隊の特定部署の内線番号

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、上記(5)アと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ その余の不開示部分

標記不開示部分には、令和3年度国内における自衛隊及び米海兵隊との実動訓練に際しての地元の関係機関等との検討事項に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、防衛省内並びに防衛省、米軍及び訓練に係る地元の関係機関において検討していた未成熟な検討内容が明らかとなり、訓練に係る特定の地域において無用な誤解や憶測を招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(10) 別表番号10に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、令和3年度国内における自衛隊及び米海兵隊との実動訓練に関する参加部隊及び方向性が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるとともに、我が国と米国との信頼関係が損なわれ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(1 1) 別表番号1 1に掲げる不開示部分について

ア 防衛省・自衛隊の特定部署の内線番号

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、上記(5)アと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 令和3年度国内における自衛隊及び米海兵隊との実動訓練に関する参加部隊

標記不開示部分は、上記(4)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 上記ア及びイを除く不開示部分

標記不開示部分には、令和3年度国内における自衛隊及び米海兵隊との実動訓練に際しての地元の関係機関等との検討事項に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記(9)イと同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(1 2) 別表番号1 2に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、令和3年度国内における自衛隊及び米海兵隊との実動訓練に関する方向性、実施要領及び事前偵察場所が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記(10)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(1 3) 別表番号1 3に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、令和3年度国内における自衛隊及び米海兵隊

との実動訓練に関する事前偵察場所、情報発信、人員及び装備品、システム通信計画、実施要領、訓練事故・航空機事故・サービス事故・コロナ有症者発生時・米軍単独訓練事故発生時の報告及び通報フロー、オスプレイの飛行状況把握フロー、警務隊と部隊の連携の在り方並びに情報発信が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(14) 別表番号14に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の特定部署の内線番号、特定部隊の口座情報及び事故報告業務に関する情報が記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報である旨補足説明し、これを覆すに足りる事情は認められない。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該不開示部分のうち内線番号については、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。また、口座情報については、これを公にすることにより、自衛隊の支出負担行為の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。さらに、事故報告業務に関する情報については、事故が発生した後の自衛隊の対応状況が明らかとなり、当該事故に係る調査等の裏をかこうとする者に知られることにより、自衛隊における調査等に影響が生じ、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(15) 別表番号15に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、令和3年度国内における自衛隊及び米海兵隊との実動訓練に関する施設の規模、提供区域、使用目的及び配置図が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊における施設の防御能力が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務

の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(16) 別表番号16に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、令和3年度国内における自衛隊及び米海兵隊との実動訓練に際しての地元の関係機関等との検討事項に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記(9)イと同様の理由により、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(17) 別表番号17に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、令和3年度国内における自衛隊及び米海兵隊との実動訓練に関する任務内容、訓練内容、行動予定及び訓練態勢が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記(3)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(18) 別表番号18に掲げる不開示部分について

ア 防衛省・自衛隊の特定部署の内線番号

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、上記(5)アと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ その他の不開示部分

標記不開示部分には、令和3年度国内における自衛隊及び米海兵隊との実動訓練に関する訓練内容が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記(2)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(19) 別表番号19に掲げる不開示部分について

ア 令和3年度国内における自衛隊及び米海兵隊との実動訓練に関する日米物品役務相互提供の手續に際しての特定の自衛官及び外国軍人の署名並びに印影

標記不開示部分は、これを公にすることにより、本件手續に携わる自衛官等が特定され、情報を得ようとする者から直接当該自衛官等に不当な働きかけが行われるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるとともに、我が国と米国との信頼関係が損なわれ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認

めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 上記アの不開示部分を除く文書48、文書99及び文書150のそれぞれ36枚目ないし43枚目の令和3年度国内における自衛隊及び米海兵隊との実動訓練に関する日米物品役務相互提供に係る不開示部分

標記不開示部分は、上記(4)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張のうち、上記第2の2(2)ア(オ)の点は、原処分3が全部開示決定であることに照らして失当であり、他の点も、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

## 別紙

### 1 本件請求文書

#### (1) 本件請求文書1 (諮問第1039号)

「レゾリュート・ドラゴン21」に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全て。\*陸上幕僚監部以外で保有されているもの。(東北方面総監部保有分)

#### (2) 本件請求文書2 (諮問第1040号)

「レゾリュート・ドラゴン21」に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち防官文第8024号(2022.2.22-本本B2642)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2022.2.22-本本B2642)の後に綴られた文書の全て。

#### (3) 本件請求文書3 (諮問第1041号)

「レゾリュート・ドラゴン21」に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち防官文第12878号(2022.5.6-本本B252)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2022.5.6-本本B252)の後に綴られた文書の全て。

### 2 特定された文書

#### (1) 諮問第1039号

##### ア 原処分1関係

文書1 RD21 FPC#1全体会議 令和3年10月11日  
(表紙のみ。)

##### イ 原処分2関係

文書2 令和3年度ノーザンバイパー構想策定会議への参加について(報告) R2.11.24

文書3 東北方面総監部個別命令(東北方監個命第222号。令和2年11月25日)

文書4 令和3年度ノーザンバイパー構想策定会議における調整の方向性について(仰指) R2.11.27

文書5 令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練に係る構想策定会議について(通達)(陸幕訓第155号。令和2年11月27日)

文書6 令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練(NV21)構想策定会議成果について R2.12.16

文書7 YSと日米共同訓練(実動)との関係について R2.12.23

文書8 令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練について R3.4.12

- 文書 9 令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練事前偵察における支援について（依頼）（東北方訓第 1 2 1 号。令和 3 年 4 月 2 1 日）
- 文書 1 0 令和 3 年度国内における米海兵隊との共同訓練に係る現地偵察及び初度計画会議について（通達）（東北方訓第 1 2 2 号。令和 3 年 4 月 2 1 日）
- 文書 1 1 令和 3 年度国内における米海兵隊との共同訓練に係る現地偵察に関する東北方面総監部個別命令（東北方監個命第 5 7 号。令和 3 年 4 月 2 1 日）
- 文書 1 2 八戸地区事前偵察時における端末地輸送支援について（依頼）（東北方訓第 1 4 1 号。令和 3 年 5 月 1 1 日）
- 文書 1 3 RD 2 1 IPC # 1 全体会議 3. 5. 1 7
- 文書 1 4 RD 2 1 IPC 調整結果等について R 3. 5. 2 5
- 文書 1 5 RD 2 1 に係る初度計画会議における確認書 令和 3 年 5 月 2 1 日（金）
- 文書 1 6 RD 2 1 訓練構想及び検証に係る陸幕説明について R 3. 6. 7
- 文書 1 7 RD 2 1 訓練構想に係る調整の方向性について R 3. 6. 1 0 防衛部 訓練課
- 文書 1 8 RD 2 1 に係る陸幕説明時の主要議事について R 3. 6. 1 5 防衛部
- 文書 1 9 令和 3 年度富士訓練センター第 3 次運営研修参加について（通達）（東北方訓第 2 0 7 号。令和 3 年 6 月 2 8 日）
- 文書 2 0 RD 2 1 に係る中間計画会議の実施要領について R 3. 6. 2 9
- 文書 2 1 RD 2 1 中間計画会議（MPC）の実施について R 3. 7. 1 6
- 文書 2 2 令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練に係る中間計画会議について（通達）（東北方訓第 2 3 2 号。令和 3 年 7 月 2 7 日）
- 文書 2 3 RD 2 1 MPC # 1 全体会議 3. 8. 2
- 文書 2 4 RD 2 1 中間計画会議の成果について R 3. 8. 1 9
- 文書 2 5 RD 2 1 の FPC 実施場所に係る検討について R 3. 9. 1 8
- 文書 2 6 RD 2 1 最終計画会議（FPC）の実施について R 3. 9. 2 4
- 文書 2 7 令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練に係る現地偵察及び最終計画会議について（通達）（東北方訓第 3 0 6

- 号。令和3年9月29日)
- 文書28 RD21 FPC#1全体会議 令和3年10月11日  
(表紙を除く。)
- 文書29 国内における米海兵隊との実動訓練に関する最終計画会議における合意書 令和3年10月15日
- 文書30 RD-21に係る地元説明について R3.10.20
- 文書31 令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練に係る地元説明の実施について(通達)(東北方防第473号。令和3年10月28日)
- 文書32 RD21FPC成果及び実施計画について R3.11.2
- 文書33 令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練支援について(依頼)(東北方訓第343号。令和3年11月8日)
- 文書34 令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練における訓練準備について(通達)(東北方訓第342号。令和3年11月9日)
- 文書35 RD-21に係る地元説明の結果について R3.11.12
- 文書36 RD21における総監視察及び高官視察対応の方向性について R3.11.15
- 文書37 令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練参加に関する東北方面総監部個別命令(東北方監個命第138号。令和3年11月16日)
- 文書38 令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練について(通達)(陸幕訓第147号。令和3年11月19日)
- 文書39 令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練に関する東北方面隊一般命令(東北方般命第58号。令和3年11月22日)
- 文書40 RD21におけるオスプレイ飛行予定、訓練開始実施要領及びコロナ関連について R3.11.30
- 文書41 RD21不測事態発生時の報告・通報フロー及び海兵隊機動展開遅延に伴う訓練への影響について R3.12.3
- 文書42 RD21における総監視察計画及び陸幕長視察対応について R3.12.6
- 文書43 八戸地区における日米共同訓練の実施状況について R3.12.8
- 文書44 RD21ACG現地視察計画 令和3年12月14日  
(火) 防衛部訓練課

文書45 RD21陸幕長視察ロジブック 令和3年12月16日  
(木) 東北方面総監部訓練課

文書46 RD21訓練成果報告について R4. 2. 9

文書47 令和3年度第3四半期日米物品役務相互提供実績について(報告)(東北方後運第10号。令和4年1月27日)

文書48 債権発生(帰属)通知書

文書49 【令和3年度警務幕僚会同資料】意見交換 警務隊と部隊の連携の在り方について 令和3年2月16日

文書50 RD21における情報発信要領について R3. 11. 30

文書51 国内における米海兵隊との実動訓練に関する中間計画会議における合意書 令和3年8月6日

(2) 諮問第1040号

ア 原処分3関係

文書52 RD21に係る初度計画会議における確認書 令和3年5月21日(金)(表紙のみ。)

イ 原処分4関係

文書53 上記文書2と同じ

文書54 上記文書3と同じ

文書55 上記文書4と同じ

文書56 上記文書5と同じ

文書57 上記文書6と同じ

文書58 上記文書7と同じ

文書59 上記文書8と同じ

文書60 上記文書9と同じ

文書61 上記文書10と同じ

文書62 上記文書11と同じ

文書63 上記文書12と同じ

文書64 上記文書13と同じ

文書65 上記文書14と同じ

文書66 RD21に係る初度計画会議における確認書 令和3年5月21日(金)(表紙を除く。)

文書67 上記文書16と同じ

文書68 上記文書17と同じ

文書69 上記文書18と同じ

文書70 上記文書19と同じ

文書71 上記文書20と同じ

文書72 上記文書21と同じ

文書73 上記文書22と同じ  
文書74 上記文書23と同じ  
文書75 上記文書24と同じ  
文書76 上記文書25と同じ  
文書77 上記文書26と同じ  
文書78 上記文書27と同じ  
文書79 上記文書28と同じ  
文書80 上記文書29と同じ  
文書81 上記文書30と同じ  
文書82 上記文書31と同じ  
文書83 上記文書32と同じ  
文書84 上記文書33と同じ  
文書85 上記文書34と同じ  
文書86 上記文書35と同じ  
文書87 上記文書36と同じ  
文書88 上記文書37と同じ  
文書89 上記文書38と同じ  
文書90 上記文書39と同じ  
文書91 上記文書40と同じ  
文書92 上記文書41と同じ  
文書93 上記文書42と同じ  
文書94 上記文書43と同じ  
文書95 上記文書44と同じ  
文書96 上記文書45と同じ  
文書97 上記文書46と同じ  
文書98 上記文書47と同じ  
文書99 上記文書48と同じ  
文書100 上記文書49と同じ  
文書101 上記文書50と同じ  
文書102 上記文書51と同じ

(3) 諮問第1041号

ア 原処分5関係

文書103 国内における米海兵隊との実動訓練に関する中間計画  
会議における合意書 令和3年8月6日(表紙のみ。)

イ 原処分6関係

文書104 上記文書2と同じ  
文書105 上記文書3と同じ  
文書106 上記文書4と同じ

文書107 上記文書5と同じ  
文書108 上記文書6と同じ  
文書109 上記文書7と同じ  
文書110 上記文書8と同じ  
文書111 上記文書9と同じ  
文書112 上記文書10と同じ  
文書113 上記文書11と同じ  
文書114 上記文書12と同じ  
文書115 上記文書13と同じ  
文書116 上記文書14と同じ  
文書117 上記文書66と同じ  
文書118 上記文書16と同じ  
文書119 上記文書17と同じ  
文書120 上記文書18と同じ  
文書121 上記文書19と同じ  
文書122 上記文書20と同じ  
文書123 上記文書21と同じ  
文書124 上記文書22と同じ  
文書125 上記文書23と同じ  
文書126 上記文書24と同じ  
文書127 上記文書25と同じ  
文書128 上記文書26と同じ  
文書129 上記文書27と同じ  
文書130 上記文書28と同じ  
文書131 上記文書29と同じ  
文書132 上記文書30と同じ  
文書133 上記文書31と同じ  
文書134 上記文書32と同じ  
文書135 上記文書33と同じ  
文書136 上記文書34と同じ  
文書137 上記文書35と同じ  
文書138 上記文書36と同じ  
文書139 上記文書37と同じ  
文書140 上記文書38と同じ  
文書141 上記文書39と同じ  
文書142 上記文書40と同じ  
文書143 上記文書41と同じ  
文書144 上記文書42と同じ

- 文書145 上記文書43と同じ
- 文書146 上記文書44と同じ
- 文書147 上記文書45と同じ
- 文書148 上記文書46と同じ
- 文書149 上記文書47と同じ
- 文書150 上記文書48と同じ
- 文書151 上記文書49と同じ
- 文書152 上記文書50と同じ
- 文書153 国内における米海兵隊との実動訓練に関する中間計画  
会議における合意書 令和3年8月6日（表紙を除く。）

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2、文書 4、 文書 6、文書 8、 文書 12、文書 14、 文書 16、文書 21、 文書 24、文書 30、 文書 32、文書 36、 文書 40ないし文書 43、文書 46、文書 50、文書 53、文書 55、文書 57、文書 59、文書 63、文書 65、文書 67、文書 72、文書 75、文書 81、文書 83、文書 87、文書 91ないし 文書 94、文書 97、 文書 101、文書 104、 文書 106、文書 108、 文書 110、文書 114、 文書 116、文書 118、 文書 123、文書 126、 文書 132、文書 134、 文書 138、文書 142 ないし文書 145、文書 148及び文書 152	1枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 5、文書 19、 文書 31、文	3枚目の一部	

	書 3 3、文書 5 6、文書 7 0、文書 8 2、文書 8 4、文書 1 0 7、文書 1 2 1、文書 1 3 3 及び文書 1 3 5		
	文書 1 0、文書 2 2、文書 3 4、文書 6 1、文書 7 3 文書 8 5、文書 1 1 2、文書 1 2 4 及び文書 1 3 6	5 枚目の一部	
	文書 1 3、文書 6 4、文書 1 1 5	2 5 枚目及び 2 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 9、文書 8 0 及び文書 1 3 1	1 8 1 枚目ないし 1 8 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 8、文書 8 9 及び文書 1 4 0	6 枚目の一部	
	文書 3 9、文書 9 0 及び文書 1 4 1	3 1 枚目ないし 3 4 枚目のそれぞれ一部	
2	文書 2、文書 4、文書 5 3、文書 5 5、文書 1 0 4 及び文書 1 0 6	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育・訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法
	文書 6、文書 5 7 及び文書 1 0 8	1 枚目、2 枚目、4 枚目、5 枚目、7 枚目及び 8 枚目のそれぞれの一部	
	文書 8、文書 5 9 及び文書 1 1 0	1 枚目ないし 8 枚目のそれぞれ一部	

			第5条3号に該当するため不開示とした。
3	文書4、文書55 及び文書106	3枚目の一部	自衛隊の教育・訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書6、文書57 及び108	6枚目の一部	
	文書7、文書19、 文書58、文書70、 文書109及び文書121	2枚目の一部	
	文書23、文書74 及び文書125	7枚目、8枚目及び 11枚目のそれぞれ 一部	
	文書27、文書78 及び文書129	4枚目の一部	
	文書28、文書79 及び文書130	6枚目ないし23枚 目のそれぞれ一部	
	文書29、文書80 及び文書131	42枚目、43枚目、 46枚目、58枚目、 60枚目、62枚目、 67枚目及び96枚目 ないし98枚目のそれぞれ 一部	
	文書38、文書89 及び文書140	2枚目、3枚目及び 6枚目のそれぞれ一部	
	文書39、文書90 及び文書141	4枚目及び8枚目の それぞれ一部	
4	文書4、文書13、 文書30、文書31、 文書55、文書64、 文書81、文書82、 文書106、文書115、 文書	4枚目の一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号

1 3 2 及び文書 1 3 3		に該当するため不開示 とした。
文書 6、文書 5 7 及び文書 1 0 8	3 枚目及び 9 枚目の それぞれ一部	
文書 8、文書 5 9 及び文書 1 1 0	9 枚目の一部	
文書 1 0、文書 6 1 及び文書 1 1 2	8 枚目ないし 1 0 枚 目のそれぞれ一部	
文書 2 3、文書 7 4 及び文書 1 2 5	1 枚目及び 4 6 枚目 のそれぞれ一部	
文書 2 4、文書 7 5 及び文書 1 2 6	5 枚目及び 7 枚目の それぞれ一部	
文書 2 8、文書 7 9 及び文書 1 3 0	1 枚目、3 枚目、3 2 枚目ないし 3 4 枚 目、3 6 枚目、3 7 枚目、3 9 枚目、4 0 枚目、4 2 枚目な いし 4 5 枚目、4 7 枚目、4 8 枚目、5 0 枚目、5 1 枚目、 5 3 枚目ないし 5 8 枚目、6 0 枚目ない し 6 2 枚目、6 4 枚 目、6 5 枚目、8 5 枚目及び 9 4 枚目の それぞれ一部	
文書 2 9、文書 8 0 及び文書 1 3 1	4 枚目、6 枚目、7 枚目、5 5 枚目、5 9 枚目、6 1 枚目、 6 3 枚目、6 4 枚 目、6 8 枚目ない し 7 1 枚目、9 9 枚 目、1 0 5 枚目ない し 1 0 9 枚目、1 1 1 枚目ないし 1 1 3 枚目、1 1 5 枚目、 1 1 6 枚目、1 1 8	

		枚目、119枚目、121枚目ないし124枚目、126枚目、127枚目、129枚目、130枚目、132枚目、133枚目、135枚目、137枚目ないし140枚目、166枚目ないし168枚目、171枚目、174枚目及び175枚目のそれぞれ一部	
	文書32、文書83及び文書134	6枚目、9枚目、18枚目、35枚目及び36枚目のそれぞれ一部	
	文書34、文書85及び文書136	6枚目及び7枚目のそれぞれ一部	
	文書39、文書90及び文書141	11枚目及び27枚目ないし30枚目のそれぞれ一部	
	文書40、文書91及び文書142	1枚目ないし4枚目のそれぞれ一部	
	文書44、文書51、文書95、文書102及び文書146	3枚目の一部	
	文書46、文書97及び文書148	5枚目及び31枚目のそれぞれ一部	
	文書47、文書98及び文書149	2枚目ないし18枚目のそれぞれ一部	
	文書48、文書99及び文書150	5枚目ないし13枚目のそれぞれ一部	
	文書153	2枚目の一部	
5	文書7、文書58	1枚目の一部	自衛隊の教育・訓練

	及び文書109		に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるほか、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書9、文書60 及び文書111	2枚目の一部	
6	文書10、文書61 及び文書112	2枚目ないし4枚目、6枚目及び11枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育・訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、他国に関する情報であ
	文書13、文書64 及び文書115	6枚目、8枚目、9枚目、12枚目、14枚目ないし19枚目、21枚目及び22枚目のそれぞれ一部	
	文書14、文書6	1枚目ないし3枚目	

5及び文書116	のそれぞれ一部	り、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
文書15	2枚目ないし33枚目のそれぞれ一部	
文書16、文書67及び文書118	1枚目、2枚目及び5枚目ないし8枚目のそれぞれ一部	
文書17、文書18、文書68、文書69、文書119及び文書120	2枚目ないし4枚目のそれぞれ一部	
文書20、文書71及び文書122	2枚目、3枚目、6枚目、7枚目及び9枚目のそれぞれ一部	
文書21、文書72及び文書123	1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部	
文書23、文書74及び文書125	9枚目、10枚目、13枚目ないし40枚目及び43枚目ないし45枚目のそれぞれ一部	
文書24、文書75及び文書126	1枚目ないし4枚目及び6枚目のそれぞれ一部	
文書28、文書79及び文書130	5枚目、25枚目ないし30枚目、67枚目、74枚目ないし76枚目、78枚目ないし82枚目、84枚目及び93枚目のそれぞれ一部	
文書29、文書80及び文書131	2枚目、5枚目、10枚目、14枚目ないし27枚目、29枚目ないし41枚目、44枚目、45枚目、48枚目ないし54枚目、65枚	

	目、66枚目、72枚目ないし89枚目、91枚目ないし95枚目、100枚目ないし104枚目枚目、150枚目ないし155枚目、163枚目、164枚目、170枚目、179枚目、187枚目、188枚目、190枚目及び191枚目のそれぞれ一部
文書32、文書83及び文書134	1枚目ないし5枚目、7枚目、8枚目、11枚目、12枚目、15枚目、16枚目、19枚目、20枚目、22枚目ないし27枚目及び29枚目ないし34枚目のそれぞれ一部
文書33、文書84及び文書135	2枚目の一部
文書34、文書85及び文書136	2枚目及び3枚目のそれぞれ一部
文書36、文書87及び文書138	1枚目、2枚目及び4枚目ないし8枚目のそれぞれ一部
文書39、文書90及び文書141	5枚目、6枚目、9枚目、10枚目、13枚目、16枚目、17枚目及び20枚目のそれぞれ一部
文書42、文書93及び文書144	1枚目ないし5枚目のそれぞれ一部
文書43、文書9	1枚目及び2枚目の

	4 及び文書 1 4 5	それぞれ一部	
	文書 4 4、文書 9 5 及び文書 1 4 6	2 枚目、5 枚目、6 枚目、8 枚目ないし 1 2 枚目、1 4 枚目 及び 1 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4 6、文書 9 7 及び文書 1 4 8	1 枚目、3 枚目、4 枚目、6 枚目ないし 2 1 枚目、2 3 枚目 ないし 2 8 枚目、3 0 枚目、3 2 枚目 ないし 3 4 枚目及び 3 6 枚目ないし 4 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 5 1 及び文書 1 0 2	2 枚目、5 枚目ないし 2 6 枚目、2 8 枚目、3 1 枚目ないし 3 6 枚目及び 4 6 枚目ないし 5 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6 6 及び文書 1 1 7	1 枚目ないし 3 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 5 3	1 枚目、4 枚目ないし 2 5 枚目、2 7 枚目、3 0 枚目ないし 3 5 枚目及び 4 5 枚目ないし 5 8 枚目のそれぞれ一部	
7	文書 2 0、文書 7 1 及び文書 1 2 2	1 枚目の一部	自衛隊の教育・訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するお

			<p>それがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
8	文書23、文書74及び文書125	2枚目の一部	<p>個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。</p>
	文書35、文書86及び文書137	4枚目の一部	
	文書45、文書96及び文書147	1枚目及び3枚目のそれぞれの一部	
	文書46、文書97及び文書148	2枚目及び44枚目のそれぞれの一部	
	文書49、文書100及び文書151	6枚目の一部	
9	文書25、文書76及び文書127	1枚目の一部	<p>国の機関等の内部又は相互間における検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にする</p>

			<p>ことにより、いたずらや偽計等に使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
10	文書25、文書76及び文書127	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	<p>自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
11	文書26、文書77及び文書128	1枚目の一部	<p>他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関等の内部又は相互間にお</p>

			ける検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるほか、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号、5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
12	文書26、文書77及び文書128	2枚目及び3枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法第5第3号に該当するため不開示とした。
	文書28、文書79及び文書130	69枚目ないし73枚目のそれぞれ一部	
13	文書27、文書7	2枚目、5枚目及び	自衛隊の運用に関する

	8及び文書129	9枚目ないし11枚目のそれぞれ一部	る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書39、文書90及び文書141	7枚目、14枚目、15枚目、19枚目及び25枚目のそれぞれ一部	
	文書41、文書92及び文書143	2枚目ないし7枚目のそれぞれ一部	
	文書49、文書100及び文書151	3枚目ないし6枚目及び8枚目ないし12枚目のそれぞれ一部	
	文書50、文書101及び文書152	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
14	文書27、文書78及び文書129	6枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書48、文書99及び文書150	48枚目ないし53枚目のそれぞれ一部	
	文書49、文書100及び文書151	6枚目及び7枚目のそれぞれ一部	
15	文書28、文書79及び文書130	47枚目、48枚目及び89枚目のそれぞれ一部	自衛隊の施設の配置に関する情報であり、これを公にすることにより、当該施設の防御能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書29、文書80及び文書131	132枚目、133枚目及び160枚目ないし162枚目のそれぞれ一部	
	文書51及び文書102	54枚目の一部	
	文書153	53枚目の一部	

16	文書30、文書81及び文書132	1枚目及び4枚目のそれぞれ一部	<p>国の機関等の内部又は相互間における検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。</p>
	文書35、文書86及び文書137	1枚目及び3枚目ないし7枚目のそれぞれ一部	
17	文書34、文書85及び文書136	8枚目の一部	<p>自衛隊の運用及び教育・訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
	文書45、文書96及び文書147	2枚目、3枚目及び6枚目ないし13枚目のそれぞれ一部	
	文書46、文書97及び文書148	22枚目の一部	
18	文書35、文書86及び文書137	1枚目の一部	<p>自衛隊の運用及び教育・訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひ</p>

			<p>いては我が国の安全を害するおそれがあるほか、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
19	<p>文書47、文書98及び文書149</p> <p>文書48、文書99及び文書150</p>	<p>4枚目ないし42枚目のそれぞれ一部</p> <p>5枚目ないし43枚目のそれぞれ一部</p>	<p>個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。</p>